

別添 1

基本評価シート

様式

(千葉県環境生活部自然保護課)

基本評価シート（イノシシ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定業務委託（ニホンジカ・イノシシ）		
	令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（イノシシ）		
都道府県名	千葉県	担当者部・係名	環境生活部自然保護課
担当者名		担当者連絡先	043-223-2058
捕獲実施事業者	○県北部地域 （一社）千葉県猟友会 ○県中部地域 （一社）千葉県猟友会 （認定を受けている）・ 受けていない）	予算額（※2）	95,402,000 円 （ニホンジカ含む）
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	66,244,000 円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成28年度から適用される交付金所要額調書様式1-2「2 指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和6年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

事業目標 （目標頭数などの数値目標）	実施結果	
	捕獲頭数	目標達成率
410 頭	606 頭	148%

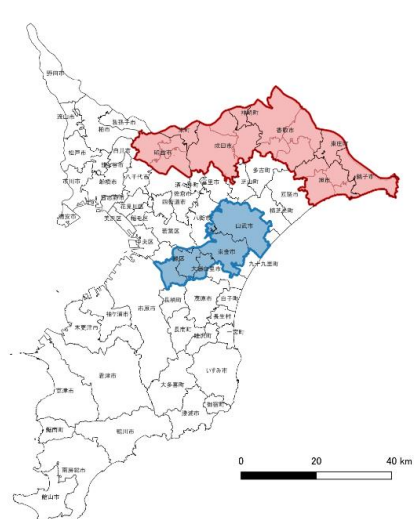
〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
未推定	農作物被害の抑制 生活環境被害の抑制 生息域の拡大防止	未設定
狩猟捕獲数	許可捕獲（有害）	許可捕獲（個体数調整）
（集計中） 頭	（集計中） 頭	（集計中） 頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

特になし

2. 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	記述欄： 千葉県におけるイノシシの分布域は拡大傾向にあり、生息数、捕獲数ともに増加している。令和5年度の捕獲数は34,964頭となり、増減はあるものの過去5年間の年間捕獲数は2～3万頭程度となっている。 イノシシによる農作物被害は、令和5年度の被害金額が約1億4千万円、被害面積は約137haとなっており、過去5年間はおおむね横ばい傾向であるが、有害鳥獣による被害総額の4割以上を占めており、依然として被害は深刻な状況である。加えて近年、隣県である東京都、埼玉県、茨城県のイノシシにおいて豚熱が発生しており、豚熱感染拡大のリスクが懸念される状況にある。 このため本事業では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、イノシシの生息域の拡大防止及び豚熱感染拡大のリスク低減を図ることを目的とし、生息域の外縁部や捕獲重点エリアにおいてイノシシの捕獲を行う。 ※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。 【選択欄】 ☐ 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乗せした。 ☒ 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。 ☐ 効果的な捕獲手法の開発を行なった。 ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。
人材育成の観点	☒ 人材を育成するための配慮、取組がなされている。
実施期間	○県北部地域 令和6年6月14日～令和6年12月16日 （うち、捕獲を行った期間は、令和6年7月9日～11月6日） ○県中部地域 令和6年6月14日～令和6年12月16日 （うち、捕獲を行った期間は、令和6年7月7日～11月11日）
実施区域	○県北部地域（銚子市・成田市・旭市・印西市・香取市・東庄町・栄町・神崎町） ○県中部地域（千葉市の一部（保護管理ユニットCB1、CB3の千葉東金道路以南）・東金市・市原市の一部（I13）・大網白里市の一部（OS2）・山武市の一部（SM1、SM2、SM3））  ※1：実施区域の特徴も記入 ※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付

関係機関との協力	担当者会議等をとおり関係市町村と情報共有を図るとともに、わなの設置箇所の地元調整において関係市町村の協力を得て実施している。
事業の捕獲目標	(148%達成) = (606 頭 実績値) / (410 頭 目標値)
捕獲手法	【銃猟】 ☐ 誘引狙撃 ☐ 巻き狩り ☐ 忍び猟 ☐ モバイルカリング ☐ 夜間銃猟 ☐ その他 ()
	【わな猟】 ☒ くくりわな ☒ 箱わな ☐ 囲いわな ☐ その他 () ※1：各種猟法の定義は〇ページ参照、※2：複数チェック可
捕獲個体の確認方法	☐ 個体の身体の一部（耳、尾など） ☒ 写真（詳細を記載：尾のマーキング前後の写真を撮影） ☐ その他 () ※複数チェック可。
捕獲個体の処分	捕獲個体の処分について ☒ 全て焼却又は埋設を行っている。 ☒ 一部、食肉等への活用を行っている。 ☐ 一部、放置を認めている。 ※複数チェック可
環境への影響への配慮	わなによる錯誤捕獲について ☒ 錯誤捕獲の情報を収集している。 ☐ 錯誤捕獲の実態は不明である。
	わなによる錯誤捕獲の未然防止について ☒ 錯誤捕獲の防止対策をしている。 （内容： ） ☐ 錯誤捕獲の防止対策はしていない。
	鳥類の鉛中毒等について ☒ 鳥類の鉛中毒症例がない。 ☐ 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。
	鉛製銃弾について ☒ 全て鉛製銃弾を使用している。 ☐ 一部、非鉛製銃弾を使用している。 ☐ 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	予め事業計画書で作業手順や緊急連絡先を整理しており、作業は原則として複数名体制とした。安全管理上の問題は特に発生しなかった。
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数：20 人 （内訳） 正規雇用者：（不明）人、期間雇用者：（不明）人、日当制：（不明）人

3. 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標達成】	評価： ＜県北部＞捕獲目標 280 頭（うち成獣メスを全捕獲数の3割程度）に対して捕獲実績は 369 頭（132%）であり、捕獲目標を達成した。一方、成獣メスの捕獲割合は全体の 10.3%に留まり、目標には届かなかった。 ＜県中部＞捕獲目標 130 頭（うち成獣メスを全捕獲数の3割程度）に対して捕獲実績は 237 頭（182%）であり、捕獲目標を達成した。一方、成獣メスの捕獲割合は全体の 18.1%に留まり、目標には届かなかった。 改善点：次期計画では、今年度の捕獲実績、成獣メスの捕獲割合を参考に、捕獲目標を検討する。
【実施期間】	評価： ＜県北部＞評価：110 日程度の捕獲作業予定日数に対し、7 月～11 月の期間にかけて 115 日程度の捕獲作業を実施し、捕獲目標を達成した。 ＜県中部＞110 日程度の捕獲作業の予定日数に対し、7 月～11 月の期間にかけて 115 日の捕獲作業を実施し、捕獲目標を達成した。 改善点：捕獲目標を達成するために必要な実施期間を設けて引き続き適切に期間を設定する。
【実施区域】	評価： ＜県北部＞県境部に実施区域が設けられており、豚熱感染防止に有効な地域で捕獲が実施されたと考えられる。 ＜県中部＞イノシシが近年定着、増加が確認されている地域に実施区域が設けられており、分布拡大を防止するために有効である地域で捕獲が実施されたと考えられる。 改善点：イノシシの生息状況を勘案し、引き続き適切に区域を設定する。
【捕獲手法】	評価： ＜県北部＞くくりわな 212 基、箱わな 97 基を用いて実施した。機動性が高く、成獣メスの捕獲割合が高いくくりわなを使用することで、イノシシの利用状況の変化に対応して捕獲を実施することができた。くくりわなの CPUE は令和5年度と比較して増加したが、箱わなの CPUE は減少した。一方、成獣メスの捕獲割合はおよそ1割と目標よりも低い水準となったが、令和5年度（9.3%）より増加した。 ＜県中部＞くくりわな 184 基、箱わな 11 基を用いて実施した。機動性が高く、成獣メスの捕獲割合が高いくくりわなを使用することで、イノシシの利用状況の変化に対応して捕獲を実施することができた。くくりわ

	なの CPUE は令和 5 年度と比較して増加したが、箱わなの CPUE は減少となった。一方、成獣メスの捕獲割合はおよそ 2 割と目標よりも低く、また前年度から減少した。 改善点：くくりわなは、成獣メスの捕獲割合が箱わなに比べて高く、成獣メスの捕獲に有効であった。一方で、箱わなの CPUE はくくりわなの CPUE が高く、多くの個体を効率的に捕獲できた。そのため、くくりわなと箱わなの長所を活かしながら、引き続き、両手法を併用して捕獲を進める。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価： ＜県北部＞ 7 班体制で事業を実施した。捕獲目標に対し、十分な体制で実施した。 ＜県中部＞ 5 班体制で事業を実施した。捕獲目標に対し、十分な体制で実施した。 改善点：引き続き必要な実施体制を確保する。
【個体処分】	評価：焼却、自家消費により適切に処分した。 改善点：引き続き適切に処分する。
【環境配慮】	評価：実施区域では捕獲に関する事前調整が行われたことで、周囲からの苦情もなく適切に実施した。 改善点：引き続き環境に配慮して実施する。
【安全管理】	評価：わなの設置及び巡回は 2 名以上で 1 組体制とし、わな本体及び周辺に注意喚起の看板を設置することで、捕獲作業員及び実施区域周辺の利用者の安全に配慮し、無事故で事業を完了した。 改善点：引き続き安全管理に配慮して実施する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
＜県北部＞ 本実施区域内には、イノシシが高密度に生息していると考えられる地域がある。実施区域内の比較的生息密度が低い地域への捕獲圧を維持する一方で、高密度地域への捕獲圧を高めるなど、捕獲努力量の分配が適切になるよう改善していく。 ＜県中部＞ 分布拡大防止を図るためには、適切な地域で捕獲を実施することが重要である。そのため、引き続き実施区域外の情報も積極的に収集し、定着や増加の兆候（成獣メス、幼獣の目撃や捕獲等）が確認された場合は実施区域の変更も柔軟に検討する。	
4. 全体評価	
＜県北部＞ 本事業区域では、以下の 2 つの目的で事業を実施した。	

①イノシシの生息域の拡大防止を図ること

②豚熱感染拡大のリスク低減を図ること

上記の目的に対して、生息密度の低減を図ることがイノシシの分布拡大や豚熱感染の拡大に抑止効果が働くものとし、実施区域のイノシシ相対密度（統合密度指標）を低減させることを目標とした。

各保護管理ユニットの目標達成状況と方針は、令和4～6年度の結果を基に下記に示した。

●KT4、SB、TK

⇒低密度状態が維持されている可能性があるため、引き続き捕獲圧を維持する。

●AH3、CH、NT2、TS

⇒低密度化の目標が達成されている可能性があるため、引き続き捕獲圧を維持する。

3

●IZ2、NT1、KT1

⇒目標が達成されている可能性はあるが、実施区域内において比較的密度が高いエリアと思われるため、捕獲圧を高める。

●IZ1、IZ3、KT2

⇒目標が達成されていないため、捕獲圧を高める。

<県中部>

本実施区域では、イノシシの生息域の拡大防止を図ることを目的に捕獲が実施された。イノシシの生息密度を低減させることは、イノシシの分布拡大への抑止効果が働くものとし、実施区域のイノシシ相対密度（統合密度指標）を低減させることを目標とした。

各保護管理ユニットの目標達成状況と方針は、令和4～6年度の結果を基に下記に示した。

●CB3、SM3

⇒低密度状態が維持されている可能性があるため、引き続き捕獲圧を維持する。

●CB1、TG

⇒低密度化の目標が達成されている可能性があるため、引き続き捕獲圧を維持する。

3

●M02

⇒目標が達成されている可能性はあるが、実施区域内において比較的密度が高いエリアと思われるため、捕獲圧を高める。

●I13、OS2、SM2

⇒目標が達成されていないため、捕獲圧を高める。

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

特定計画では、農作物被害の抑制、生活環境被害の抑制、生息域の拡大防止を目標としており、本事業では生息域の拡大防止を目的に、イノシシの生息域の外縁部及び飛び地において捕獲を実施した。

実施区域内において痕跡密度や自動撮影カメラの撮影頻度が増加した場所が多く、依然として実施区域にはイノシシが定着している状態であると考えられる。

生息域の拡大防止を図るには、最新の生息情報を踏まえ、事業の実施期間や実施区域を適切に選定することで、本事業の効果を高める必要がある。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項 目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	☒ 行政区域（都道府県・市町村）ごと ☒ 事業区域ごと ☒ 5 km メッシュ ☐ 1 km メッシュ ☒ 捕獲地点（緯度経度） ☐ 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	☒ 捕獲した個体の総数 ☒ 雌雄の別 ☒ 幼獣・成獣の別 ☒ その他捕獲した個体に関する情報 （体重、体長、メスの場合は泌乳や胎児の有無、胎児数）	
③目撃数	☐ 作業の従事者が目撃した個体の総数	
④捕獲努力量	☐ 銃猟：のべ作業人日数※ ☒ わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）※についてチェック	
捕獲位置の地図	☐ 5 kmメッシュ地図	☐ 1 kmメッシュ地図
	☐ 地点（緯度経度）地図	☒ 捕獲位置の地図を作成できない

CPUE の地図	☐ 5 kmメッシュ地図 ☐ 1 kmメッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☒ CPUE の地図を作成できない
SPUE の地図	☐ 5 kmメッシュ地図 ☐ 1 kmメッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☒ SPUE の地図を作成できない
概況図を作成する 上での課題	特になし

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

（２）実施結果（必須となる記録項目）

ア）捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数※¹：_____ 人日

事前調査人日数概数※²：_____ 人日

出猟（捕獲作業）人日数：_____ 人日

項 目	平成 _____ 年 (事業年度の値)	平成 _____ 年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（銃猟） のべ人日数	_____ 人日	_____ 人日	☐ 増加 ☐ 減少

※¹:事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）日数の合計

※²:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数※¹：_____ 不明 人日

事前調査人日数概数※²：_____ 不明 人日

出猟（捕獲作業）人日数：_____ 不明 人日

項 目	令和 6 年 (事業年度の値)	令和 5 年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（わな猟） わなの稼働総数（わな基 × 日数）	くくりわな：_____ のべ 45,274 基日 箱わな：_____ のべ 11,824 基日 合計：_____ のべ基 57,098 日	くくりわな：_____ のべ 44,071 基日 箱わな：_____ のべ 11,576 基日 合計：_____ のべ基 55,647 日	☒ 増加 ☐ 減少

※¹:事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）人日数の合計

※²:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項 目	平成 年 (事業年度の値)	平成 年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	頭	頭	☐ 増加 ☐ 減少
②目撃数	頭	頭	☐ 増加 ☐ 減少
③雌雄比 (雌捕獲数／全捕獲数)			☐ 増加 ☐ 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数／全捕獲数)			☐ 増加 ☐ 減少

令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（銃器）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数※1	CPUE※2	SPUE※3
☐ 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ 巻き狩り	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ 忍び猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1：作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2：CPUE＝捕獲数／のべ人日数

※3：SPUE＝目撃数／のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

②わなによる捕獲

項 目	令和 6 年 (事業年度の値)	令和 5 年 (前年度の値)	増減の傾向
① 捕獲数	606 頭	625 頭	☐ 増加 ☒ 減少
②雌雄比 (雌捕獲数／全捕獲数)	43.7% (265 頭/606 頭)	52.4% (311 頭/593 頭 (※性不明 1 頭))	☐ 増加 ☒ 減少
③幼獣・成獣比 (幼獣数／全捕獲数)	38.6% (234 頭/606 頭)	49.7% (295 頭/593 頭 (※齢不明 1 頭))	☐ 増加 ☒ 減少

令和 6 年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（わな）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数※1	CPUE※2
☒ くくりわな	265 頭	45,274 基日	0.0059 頭/基日 ☐ 増加 ☒ 減少
☒ 箱わな	341 頭	11,824 基日	0.0288 頭/基日 ☐ 増加 ☒ 減少
☐ 囲いわな	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2:CPUE＝捕獲数／わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

エ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数： (算出不可) 人・時間

処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数： 0 個体（自家消費を除く）

適正な捕獲が実施されたかを確認する手法

捕獲個体の写真（通し番号をスプレー）により捕獲を確認する。CSF 感染拡大防止の観点から、捕獲個体の尾の切断及び提出は行っていない。

捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。